行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく 国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件の一部を改正す る件

○国税庁告示第24号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく 国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件(平成二十七年国 税庁告示第二号)の一部を次のように改正し、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係 者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通 信の技術の利用に関する法律等(令和元年法律第十六号)の一部を改正する法律(令和元年第十 六号)の施行の日(令和元年十二月十六日)から適用する。

令和元年十二月十三日

国税庁長官 星野 次彦

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| | | 改 正 | 後 | | | 改 正 | 前 |
|----|------|----------|------------------|---|------|----------|------------------|
| 0, | 別表 | | | С | 別表 | | |
| | 第一欄 | 第二欄 | 第三欄 | | 第一欄 | 第二欄 | 第三欄 |
| | [略] | | | | [同左] | | |
| | 規則第四 | 個人番号利用事務 | 国税手続電子証明 | | 規則第四 | 個人番号利用事務 | 国税手続電子証明 |
| | 条第二号 | 実施者が適当と認 | 書(<u>国税関係法令</u> | | 条第二号 | 実施者が適当と認 | 書(<u>国税関係法令</u> |
| | = | める方法 | に係る情報通信技 | | = | める方法 | に係る行政手続等 |
| | | | 術を活用した行政 | | | | における情報通信 |
| | | | の推進等に関する | | | | の技術の利用に関 |
| | | | <u>省令</u> (平成十五年 | | | | <u>する省令</u> (平成十 |
| | | | 財務省令第七十一 | | | | 五年財務省令第七 |
| | | | 号。以下「オン化 | | | | 十一号。以下「オ |
| | | | 省令」という。) 第 | | | | ン化省令」とい |
| | | | 二条第一項第二号 | | | | う。) 第二条第一項 |
| | | | に規定する電子証 | | | | 第二号に規定する |
| | | | 明書(同号口に該 | | | | 電子証明書(同号 |
| | | | 当するものを除 | | | | 口に該当するもの |
| | | | く。)をいう。)及 | | | | を除く。)をいう。) |
| | | | び当該国税手続電 | | | | 及び当該国税手続 |
| | | | 子証明書により確 | | | | 電子証明書により |
| | | | 認される電子署名 | | | | 確認される電子署 |
| | | | (電子署名及び認 | | | | 名(電子署名及び |
| | | | 証業務に関する法 | | | | 認証業務に関する |
| | | | 律(平成十二年法 | | | | 法律(平成十二年 |
| | | | 律第百二号。以下 | | | | 法律第百二号。以 |
| | | | 「電子署名法」と | | | | 下「電子署名法」 |
| | | | いう。) 第二条第一 | | | | という。) 第二条第 |
| | | | 項に規定する電子 | | | | 一項に規定する電 |
| | | | 署名をいう。以下 | | | | 子署名をいう。以 |

「電子署名」という。)が行われた当該提供に係る情報の送信を受けるる日本の表演を選挙を受ける場合に限る。) 「略」

国税関係法令に係 る情報通信技術を 活用した行政の推 進等に関する省令 第五条第一項第二 号に規定する国税 庁長官が定める者 を定める件(平成 十八年国税庁告示 第三十二号) 第七 号に規定するオン 化省令第四条第二 項又は第四項及び 第七項の規定によ り通知された識別 符号及び暗証符号 により認証する方

[同左]

下「電子署名」という。)が行われた 当該提供に係る情報の送信を受ける こと(個人番号利用事務実施者が提供を受ける場合に限る。)

[同左]

国税関係法令に 係る行政手続等に おける情報通信の 技術の利用に関す る省令第五条第一 項第二号に規定す る国税庁長官が定 める者を定める件 (平成十八年国税 庁告示第三十二 号) 第七号に規定 するオン化省令第 四条第二項又は<u>第</u> 三項及び<u>第六項</u>の 規定により通知さ れた識別符号及び 暗証符号により認 証する方法

備考 表中の[]の記載は注記である。

[略]